

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの定義を、「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行並びにステークホルダーに対する迅速な結果報告及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。株主をはじめ、全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。

また当社は、株主、顧客、地域社会ならびに従業員等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、企業として実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現するために「アルプスアルパイン株式会社 コーポレートガバナンス・ポリシー」を制定し、当社ホームページにて公開しています。
(www.alpsalpine.com/j/ir/ir_governance.html)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. 政策保有株式】

1. 政策保有株式に関する方針

当社は、保有により当社の財務活動を円滑にすると判断した場合、または事業戦略の遂行のために必要と判断した場合、純投資目的以外の目的で株式を保有します。保有は、便益と資本コスト及びリスク管理を意識して必要最低限とし、それ以外については適正な時期を判断し縮減していきます。保有の継続または売却等の判断は、銘柄毎に保有目的、中長期的な見通し、経済合理性などを評価基準として、毎年の取締役会において検証していきます。

2. 政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使に関しては、議案の内容を検討し、中長期的に、保有先企業の株式価値、ひいては当社の企業価値向上につながるかと判断した上で議決権を行使します。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役または取締役が実質的に支配する会社と、当社または当社の関係会社とが取引をする場合には、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。また、その他の関連当事者間取引についても、金額が多額に上るものまたは会社の経営上・信用上相当の影響があるものについては、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。

なお、当社では社内規定として、関連当事者管理規定を定め、取引の合理性(事業上の必要性)や取引条件の妥当性を確保し、当該取引を適切に牽制する体制を構築しています。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金基金は、代議員会、理事会及び資産運用委員会で構成されています。代議員会、理事会及び資産運用委員会の構成員には、当社の経理部門・財務部門責任者又はその経験者を含む積立金の運用に関する専門的知識を有する者が含まれています。また資産運用委員会は、運用方針の決定及び運用状況の確認を行っています。

当社企業年金基金は、長期的・安定的な収益確保の観点から投資先商品を選定するとともに、投資後も、毎月、投資先商品の運用状況及び運用ガイドラインとの整合性を確認し、四半期毎に投資先商品の運用機関より投資先商品の管理及び運用に関して報告を受けるなど適切な運用を図っています。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、企業理念、経営戦略、中短期経営計画を当社ホームページ、決算説明会資料、アニュアルレポートにおいて開示しています。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社では、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針を当報告書「1. 基本的な考え方」や当社ホームページ、アニュアルレポートにおいて開示しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・報酬決定の方針

当社では、短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、役員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の持続的な企業価値の向上を図ります。具体的には、以下の様な報酬の構成としています。

a) 監査等委員以外の社内取締役の報酬

当社では、固定報酬、業績連動賞与、株式報酬型ストック・オプションで、監査等委員以外の社内取締役の報酬を構成しています。

業績連動賞与は、単年度の業績(営業利益、当期純利益等)に応じて変動する仕組みとしています。株式報酬型ストック・オプションは、中長期の業績と連動する報酬として、役位別に定めるストック・オプション報酬額に応じて、付与時の価値から算出した株数の株式報酬型ストック・

オプションを付与しています。これは、実質的な自社株の支給と同等の効果があるストック・オプションで、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みです。

b) 社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬

当社では、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は固定報酬のみです。

・報酬決定の手続き

当社では、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は取締役会で、監査等委員である取締役は監査等委員会で報酬を決定しています。なお、社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会での決議に先立ち、報酬に関する審議を行うこととしています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・指名の方針と手続

当社では、経営陣幹部を含む取締役に、十分な能力・資質を有した者が選定されるよう、取締役及び執行役員の選任基準を定めており、経営判断能力、先見性、洞察力等に優れ、遵法精神、高い倫理観等を有する人材を取締役候補及び経営陣幹部として指名・選任する方針としています。また、執行役員の選任基準に合致しないと判断した場合は、取締役会において解任を決定することとしています。なお、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会での決議に先立ち、選解任・指名に関する審議を行うこととしています。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

経営陣幹部を含む取締役候補の指名理由については、株主総会招集通知の参考書類において、個々の理由を開示しています。

【補充原則4 - 1 - 1. 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営方針、中短期経営計画その他経営に関する重要事項についても、その項目、金額基準等を設けて取締役会決議で判断・決定しており、当社ではこれらの付議基準及び各取締役に委任する範囲について取締役会規則及び細則に規定しています。

また、経営の迅速化かつ機動力向上のため、取締役への重要な業務執行の決定の委任を進めており、その内容を社内規定に定めています。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、会社法に定める社外取締役の要件、株式会社東京証券取引所の独立性基準に加え、当社のコーポレートガバナンス・ポリシーにおいて定める社外取締役の独立性基準を含む取締役選任基準に基づき、独立社外取締役を選任しています。

【補充原則4 - 11 - 1. 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

取締役として株主からの経営の委任に応え、経営判断能力、先見性、洞察力等に優れ、遵法精神、高い倫理観を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を選任すると共に、執行役員を兼務する取締役は、当社の事業運営全般を統括できる人材、社外取締役は事業経験や専門知識を有し、中長期的な成長を促すべく監督機能を発揮できる人材をそれぞれ選任する事で、知識・経験・能力のバランスの多様性を図っています。また、規模については、取締役会での実質的な議論が可能となるよう、定款にて15名以内としています。

【補充原則4 - 11 - 2. 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社における役員の他の上場会社での役員兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書、アニュアルレポート、コーポレート・ガバナンス報告書などで開示します。なお、現在、当社役員の他の上場会社での役員兼任状況は以下のとおりです。

社外取締役 飯田 隆	株式会社島津製作所 社外監査役
	日本電信電話株式会社 社外監査役
社外取締役 長谷川 聡子	白銅株式会社 社外取締役 監査等委員

【補充原則4 - 11 - 3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、株主、顧客、従業員並びに地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした、実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現するため、コーポレートガバナンス・ポリシーを定めています。それに基づき、取締役会の機能の一層の向上を図ることを目的に、取締役会実効性評価の実施を取締役会規則に規定し、毎年実施し、その結果を招集通知やガバナンス報告書、アニュアルレポートで開示しています。

【補充原則4 - 14 - 2. 取締役のトレーニングの方針】

当社は、取締役が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることができる機会を提供しています。具体的には、新任取締役研修や、年2回、取締役研修会を開催し、社内外の状況を踏まえたテーマを取り上げ、知識習得と意見交換を行っています。

また、監査等委員である取締役については、関係外部団体に加入するなどし、監査等委員会による監査に関する情報収集、共有化に努めるとともに、必要に応じてそれらが主催するセミナーや研修を受講しています。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 株主との建設的な対話を促進するための体制整備

当社は、戦略的な情報発信の強化を目指し、経営企画担当執行役員及び経営企画統括部がIR・SR機能の主体を担っています。また、社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築し、関連法規や証券取引所のルールに則って、重要な会社情報について、開示の可否や内容、時期などの検討を行っています。なお、株主との対話(面談)については、経営企画統括部を窓口にし、株主の希望や関心事項などに応じて、経営企画担当執行役員や経営トップなどが面談対応を行っています。

(2) 個別面談以外の対話手段

決算説明会や株主通信の年2回発行、定期的な経営トップ及び担当執行役員、担当部署による国内・海外投資家訪問、隔年で開催する当社プライベートショーでの説明会や工場見学会の開催などにより、マネジメントと市場参加者や株主が直接対話できる場の充実を図り、建設的かつ双方向的な対話を促進しています。

(3) 社内への適切かつ効果的なフィードバック

株主との対話等により得られた各種情報については、経営企画担当執行役員から定期的に経営トップや取締役会への報告を行っています。

(4) インサイダー情報の管理方針

当社では「インサイダー取引規制に関する規定」に基づき、株主との公平な対話(面談)を含め、インサイダー情報の管理に努め、社内外への情報漏洩の防止を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	26,464,500	13.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,100,300	8.12
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	6,154,302	3.11
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	5,818,900	2.94
JP MORGAN CHASE BANK 385151	5,511,098	2.78
三井生命保険株式会社	3,591,000	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,478,700	1.76
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,124,400	1.58
EUROCLEAR BANK S.A./N.V.	3,028,757	1.53
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,994,900	1.51

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、アルプス電気株式会社の2018年9月30日現在の状況です。なお、同社が保有する自己株式2,299,123株(1.16%)があります。また、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、同社の株式を所有している旨が記載されているものがありますが、2018年9月30日現在におけるこれらの実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。その詳細につきましては、同社第86期第2四半期報告書の「第3 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(5)大株主の状況」をご覧ください。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方下、アルプスアルパイングループ経営規範として、「グループ経営規定」、「グループコンプライアンス憲章」及び「グループ環境憲章」を制定しています。また、上場子会社である株式会社アルプス物流については、自主性を尊重し、同社が経営計画を立案して業績管理を行うなど自立した経営判断のもとに事業活動を展開しています。そして、同社を含めた子会社の独立性や業務の適正性を確保するグループ全体の体制を整備しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	更新12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	更新5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新5 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
飯田 隆	弁護士											
中矢 一也	他の会社の出身者											
東葎 葉子	公認会計士											
長谷川 聡子	弁護士											
木下 聡	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a上場会社又はその子会社の業務執行者
- b上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- kその他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

飯田 隆	○	○	宏和法律事務所 株式会社島津製作所 社外監査役 日本電信電話株式会社 社外監査役 内閣府男女共同参画推進連携会議副議長	飯田 隆氏は長年にわたり弁護士として法律実務に携わるとともに、日本弁護士連合会の副会長を務めるなど法曹界において豊富な経験と実績を有しております。この経験を活かし、当社の経営に貢献して頂けると考え、選任いたしました。なお、同氏は、2011年12月まで森・濱田松本法律事務所に所属しており、当社は同事務所から、顧問契約等に基づき法律面での助言を受けておりますが、同事務所が当社から収受している対価の合計額は、同事務所の年間総収入金額の2%未満となっており、当社の独立性基準でいう多額には該当いたしません。また、同氏と当社との間には人間関係、資金的関係又は一般株主と利益相反が生じる恐れのある取引関係その他の利害関係はなく、当社の定める独立性基準を含む取締役候補者の選任基準に基づき、独立性があると判断し、独立役員として選定しました。
中矢 一也	○	○	———	中矢一也氏は、長年にわたり企業実務経験者として培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を当社の経営に反映して頂くため、監査等委員である社外取締役として選任しました。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
東葭 葉子	○	○	———	東葭葉子氏は、会計事務所における長年の会計監査経験と公認会計士として培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を当社の経営に反映して頂くため、監査等委員である社外取締役として選任しました。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
長谷川 聡子	○	○	潮見坂綜合法律事務所 白銅株式会社 社外取締役 監査等委員	長谷川聡子氏は、長年にわたり弁護士として法律実務に携わるとともに他の企業での社外役員を務めるなど、専門的な知識に加え国際経験や幅広い見識を有しています。この経験を活かし当社の経営に貢献して頂けると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任しました。 また、同氏は当社の定める社外取締役独立性基準を満たすとともに、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。
木下 聡		○	———	木下聡氏は、株式会社タンガロイの代表取締役社長として、国内外のグループ会社経営で培われた豊富な経験と幅広い知見を有しています。同社は大手自動車メーカーとの取引を含めグローバルでビジネスを展開しており、アルパインカンパニーのビジネスとの類似性があることから、企業価値の向上と持続的な成長を実現するにあたり、実効的かつ有益な監督・助言を得ることができると考えています。また、同社は当社のアルパインカンパニーと同じく福島県いわき市に本社機能を構える企業であり、地域社会との共生や貢献を含む企業経営全般に関する適切な助言を頂くことで、取締役会の健全かつ適切な運営やコーポレート・ガバナンスの強化が期待できると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任しました。 また、同氏は当社の定める社外取締役独立性基準を満たすとともに、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定しました。

【監査等委員会】

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	6	2	2	4	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の補助者及び監査等委員会の事務局を置くこととし、当該業務を担う使用人については取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保します。なお、監査等委員会の職務を補助する使用人に関する詳細につきましては、後掲の「内部統制のシステム等に関する事項」の「へ、監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項」及び「ト、当社の監査等委員会補助スタッフの取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項」をご覧ください。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査等委員会と会計監査人の連携状況

監査等委員会は、会計監査人に監査等委員会・監査等結果報告会等への出席を要請し、会計監査報告を受けるとともに適時情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

・監査等委員会とコンプライアンス・監査室の連携状況

監査等委員会は、コンプライアンス・監査室より活動計画の報告を受け、監査テーマの選定等について助言を行っています。また、当社グループとしては、グループ監査等委員会連絡会を定期的に開催し、監査情報を共有しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	8	0	3	5	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	8	0	3	5	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役の指名、解任及びその他の役員の選解任や、取締役(監査等委員である取締役を除く。)その他の役員の報酬等に関する事項について、取締役会における審議に先立ち、社外取締役を含む監査等委員の意見・助言を得ることで透明性及び公正性をより一層向上させることを目的に、指名・報酬諮問委員会を設置しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬制度については、後述の「[取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

ストック・オプションの内容は、後述の「[取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2017年度のアルプス電気株式会社に係る取締役の報酬等の内容は以下のとおりです。

- ・全取締役17名(うち社外取締役3名)の報酬等の総額は588百万円で、そのうち基本報酬は378百万円、賞与は157百万円、ストック・オプションは51百万円であります。
- ・取締役(監査等委員を除く12名)の報酬等の総額は525百万円で、そのうち基本報酬は316百万円、賞与は157百万円、ストック・オプションは51百万円であります。
- ・取締役(監査等委員である5名)の報酬等の総額は62百万円で、基本報酬のみです。そのうちの社外取締役(3名)の総額は28百万円であります。
- ・なお、2018年3月31日時点のアルプス電気株式会社における取締役(監査等委員を除く。)は12名、取締役(監査等委員)5名(うち社外取締役3名)です。また、取締役(監査等委員を除く。)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
- ・株式交換完全子会社であるアルパイン株式会社に係る取締役の報酬等の詳細については、同社第52期有価証券報告書の該当ページをご覧ください。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・報酬決定の方針
当社では、短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、役員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の持続的な企業価値の向上を図ります。具体的には、以下の様な報酬の構成としています。
 - a) 監査等委員以外の社内取締役の報酬
当社では、固定報酬、業績連動賞与、株式報酬型ストック・オプションで、監査等委員以外の社内取締役の報酬を構成しています。業績連動賞与は、単年度の業績(営業利益、当期純利益等)に応じて変動する仕組みとしています。株式報酬型ストック・オプションは、中長期の業績と連動する報酬として、役位別に定めるストック・オプション報酬額に応じて、付与時の価値から算出した株数の株式報酬型ストック・オプションを付与しています。これは、実質的な自社株の支給と同等の効果があるストック・オプションで、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みです。
 - b) 監査等委員である取締役の報酬
当社では、監査等委員である取締役の報酬は固定報酬のみです。
- ・報酬決定の手続き
当社では、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は取締役会で、監査等委員である取締役は監査等委員会で報酬を決定しています。なお、社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会での決議に先立ち、報酬に関する審議を行うこととしています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役が独立した立場から経営への監視と監督を的確かつ有効に実行できるように、経営企画部門、内部監査部門が経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっています。また、当社の工場や子会社の視察、展示会の見学などを実施し、理解を深めてもらえるようサポートしています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
片岡 政隆	相談役	当社から要請する事項に対する助言及び地域社会貢献活動や対外活動	非常勤、報酬有	2017/6/23	2019年6月30日まで

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新

1 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・取締役・取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名(うち社外取締役1名)及び監査等委員である取締役6名(うち社外取締役4名)で構成され、独立社外取締役が取締役会の1/3以上を占めています。取締役会では、経営の基本方針や中短期経営計画を含む経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、職務執行状況の監査・監督を行う機関と位置付け、モニタリング機能の強化に務めるとともに、業務執行取締役への重要な業務執行の決定の委任を進め、迅速な意思決定と機動的な業務執行を目指しています。また、当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員が日常の業務執行を行う体制をとっております。取締役会は月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催を行い、重要事項を付議し、充分な討議を経た上で決議を行います。決議事項については、取締役会規則・細則に基づき、法務、会計、税務及び経済合理性などについて事前確認を行い、取締役会決議の適法性及び合理性を確保します。更に、取締役会事務局が「取締役会上程の手引き」を作成し、議案書の様式標準化や審議ポイントを明確にし、取締役会で合理的かつ効率的な議論が行えるよう努めています。また当社では、会社方針・大綱に基づき中短期的経営計画を作成し、取締役が出席する経営計画会議を年2回開催し、経営計画に関する審議と情報の共有化を図った後、取締役会の承認を受ける体制になっています。これに従い、月次単位の業務遂行の進捗管理を行い、経営資源の最適活用を図るため、重要事項については取締役会規則・細則に基づき取締役会に付議した上で、業務執行を行っています。

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の1/3以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

また、当社は機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定める旨を定款に定めています。当面は、原則として期末配当の決定を株主総会に諮ることとしています。なお、当社は剰余金の配当の基準日を、期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日とする旨を定款に定めています。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、社外監査等委員が過半数を占める体制により、業務執行者から独立した客観的な立場から適切な判断をするように努めます。また、社内の重要な会議に出席するとともに、重要な情報の収集及び報告の受領等を日常的に行う為、常勤の監査等委員を選定しています。そして、事業経営経験者や法律の専門家である弁護士ならびに会計の専門家である公認会計士として豊富な経験を持った社外監査等委員と、当社の事業に精通した社内監査等委員が高い実効性を持って監査を行うとともに、内部監査部門と連携を図り、取締役会やその他の重要な会議の場において、経営陣に対して意見を述べるよう努めます。更に、監査等委員会の職務の補助者を置くこととし、当該業務を担う使用人については取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保します。なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員6名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

・会計監査人

会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人を選任しています。会計監査人は内部監査部門及び監査等委員会と、適時情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

・コンプライアンス・監査室

代表取締役社長の直轄組織として、コンプライアンス・監査室を設置しています。このうち内部監査の領域では、当社並びに、電子部品事業セグメント及び車載情報機器事業セグメントに属する国内外の関係会社に対する内部監査を通じて、業務の有効性と効率性を検証・評価しています。監査結果は取締役会に報告するなど、牽制機能の充実を図るとともに業務改善提案も行っています。

上場子会社であり、かつ当社グループにおける物流事業セグメントの基幹会社である株式会社アルプス物流に関しては、グループ監査等委員会連絡会等において、内部監査の実施状況などの監査情報及び課題を共有しています。

またコンプライアンスの領域では、企業倫理、法令、社会規範及び社内規定を遵守するための業務の適正を確保するための体制の構築と運用の推進に取組むとともに、経営企画統括部、法務部、人事部、総務部などの社内関連部門と連携して適法経営の充実を目指しています。

・経営企画統括部

経営に関する企画立案・推進、業績計画・管理に加え、広報、IR・SR、CSR推進機能、ESG情報開示などを経営企画統括部に集約し、各種活動を横断的に推進しています。また、関連部門と緊密な連携を取り、効果的なCSR活動を推進するとともに、適切な情報開示ができるよう取組みを強化しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社における経営執行上の監視・監督は、取締役会自身が行うとともに、業務執行者から独立した監査等委員会が、会計監査人や内部監査部門との緊密な連携の下、その責務を負っています。また、社外取締役を選任し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日より早期である総会開催日の3週間前を目処に発送しています。本年(2018年)は株式交換完全親会社であるアルプス電気株式会社は6月1日、株式交換完全子会社であるアルパイン株式会社は5月31日に発送しました。また、株主の皆様への早期情報開示の観点から、アルプス電気株式会社、アルパイン株式会社ともに東証及び自社HPにて本年(2018年)は5月25日に招集通知の発送前開示を行いました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主に参加いただけるよう、集中日を回避して実施しています。本年(2018年)は株式交換完全親会社であるアルプス電気株式会社は6月22日、株式交換完全子会社であるアルパイン株式会社は6月21日に行いました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を受け付けています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」を採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版(要約)を作成し、外国人株主への議決権行使勧誘を実施しています。
その他	株主総会の運営面では、閉会後の株主懇談会(当社役員全員が出席)や製品展示、社内ミュージアム見学会などを開催しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	関連法規や証券取引所のルールに則って、経営企画室が主体となり、重要な会社情報について、開示の要否や内容、時期等の検討を行うとともに、社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、2年に一度、顧客向けに新技術・新製品を発表するプライベートショーを開催しています。個人株主をご招待し、当社をはじめとしたグループ会社の新技術や新製品、取組みについてご覧いただいています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期並びに通期の決算説明会を開催し、担当執行役員やIR部門による説明を行っています。これらは、いずれも決算短信公表当日に行っています。また、プライベートショーへの招待や工場見学会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回を目処に、代表者及び経営企画担当執行役員による、海外機関投資家に対する個別訪問を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR情報サイト(www.alpsalpine.com/jj/ir/)を開設し、適時開示資料や決算説明会資料、株主通信のほか、IRスケジュールなどの閲覧が可能となっています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	戦略的な情報発信の強化を目指し、経営企画統括部がIR機能を担っています。	
その他	株主宛に株主通信を、半期ごとに発行・送付しています。また、株主以外の方にもご覧いただけるよう、同内容をホームページにも掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、グループ経営規定に定めた「CSRの精神」を尊び、企業理念の実現のため、憲章、各種規定等でステークホルダーの立場の尊重と社会への貢献を謳っています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動体制については、2019年3月までに、事業を通じた社会課題の解決、およびステークホルダーの立場をより尊重した活動ができるよう新たに体制を整えていきます。CSR活動については、ホームページ等で開示しています。その他、製品展示会や各種説明会など様々なコミュニケーション活動を通じて、ステークホルダーへの適切な情報提供を行っていきます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	各業務規定の中で、適時適切な開示を方針と定めています。
その他	当社では多様な価値観を持った社員が国籍、宗教、性別、年齢などにかかわらず、個性や能力を最大限に発揮できる職場環境の実現を目指しています。特に女性の活躍推進については、男女格差のない業務及び教育研修の機会の提供はもとより、所定外労働時間の削減、年次有給休暇取得率の向上など勤務形態の多様化への対応や、育児や介護と仕事の両立を図る各種制度の充実等による就業環境の整備を進め、女性のキャリア形成を図ります。これからも、上記の取組みを継続し、女性の管理職候補者を増やし、登用へとつなげていきます。また、労使による残業時間削減の取組みのほか、テレワークなど柔軟性のある働き方実現のための制度を充実させることで、生産性向上と従業員のワークライフバランスの両立に努めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、創業の精神(社訓)をグループ経営の原点と位置づけ、グループ経営規範(グループ経営規定、グループコンプライアンス憲章及びグループ環境憲章)を制定し、当社のグループ経営、コンプライアンス、および環境保全についての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関して、取締役会において決議した最新の基本方針及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

イ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制

- () 当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。
- () 当社は、利害関係のない独立した社外取締役(以下「独立社外取締役」といいます。)の候補者を複数選定します。そして、独立社外取締役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選任基準を設定します。
- () 当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。
- () 当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。
- () 当社は、子会社の取締役及び従業員の職務の執行の法令及び定款適合性を確保するために、以下の体制を整備します。
 - () 電子部品事業のセグメント及び車載情報機器事業に属する子会社について
当社は、電子部品事業のセグメント及び車載情報機器事業に属する子会社(以下「電子部品事業セグメント構成会社」、「車載情報機器事業セグメント構成会社」といいます。)の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は電子部品事業セグメント構成会社及び車載情報機器事業セグメント構成会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。
 - () 株式会社アルプス物流について
当社子会社のうち、上場企業であり、かつ当社グループにおける物流事業の各セグメント基幹会社である株式会社アルプス物流は、当社グループの企業理念及び行動指針を踏まえ、物流事業に属する子会社(以下「物流事業セグメント構成会社」といいます)に内部統制に係る体制を構築します。また当社は、株式会社アルプス物流と当社グループの内部統制の構築に係る連携を図るための制度を整備します。

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- () 当社は、文書管理の基本事項を社内規定に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存管理します。
- () 当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

ハ. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- () 当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。
- () 当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、電子部品事業セグメント構成会社および車載情報機器事業セグメント構成会社については、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。上場子会社である株式会社アルプス物流については、自社および物流事業セグメント構成会社における業務執行に係るリスクを踏まえた体制を整備し、当社は、株式会社アルプス物流と連携を図るための制度を整備します。

ニ. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- () 当社は、取締役会の重要な業務執行の一部を取締役に委任し、また、取締役から権限を委譲された執行役員が、業務執行を効率的かつ迅速に行います。職務の執行状況については、取締役および執行役員が取締役会に定期的に報告を行うことにより、経営が効率的に行われる体制を構築します。
- () 当社は、取締役会において中短期経営計画を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のため行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。
- () 当社は、グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、子会社の運営管理上の区分を定め、これらを踏まえた効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、電子部品事業セグメント構成会社および車載情報機器事業セグメント構成会社については各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備するための制度を整備するとともに、上場子会社である株式会社アルプス物流については経営の状況報告を受けその進捗を確認しつつ連携を図るための制度を整備します。

ホ. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

- () 当社は、グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。
- () 当社は、グループ内における取引の価格について、適正な基準を設定します。
- () 当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度(倫理ホットライン)(以下「倫理ホットライン」といいます。)を設置し、通報窓口を定期的に周知します。
- () 当社の内部監査部門は、当社並びに電子部品事業セグメント構成会社及び車載情報機器事業セグメント構成会社の経営・事業に係る活動全般について監査を行い、内部監査の結果を取締役会並びに監査等委員会及び会計監査人に報告します。また、上場子会社である株式会社アルプス物流については、その内部監査部門が自社及び物流事業セグメント構成会社を対象として監査を行うとともに、当社の内部監査部門と連携します。
- () 当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

ヘ. 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフ(以下「監査等委員会補助スタッフ」といいます。)を配置します。

ト. 当社の監査等委員会補助スタッフの取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- () 監査等委員会補助スタッフは、他の職務を兼任せず、専ら当社監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
- () 当社は、監査等委員会の同意等の下において監査等委員会補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

チ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

- () 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役が監査等委員会へ報告を行います。
- () 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接又は間接的に監査等委員会に報告できる体制を整備します。

リ. 当社子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- () 当社は、当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役等が直接、又は当社の担当取締役等を通して当社の監査等委員会に報告する体制を整備します。
- () 当社は、当社子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接又は間接的に当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。

ヌ. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査等委員会に対して報告・通報したことを理由とした不利益な取扱いを社内規定等によって禁止します。

フ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- () 監査等委員は、経営計画会議等の重要な社内会議に出席するなど、取締役、執行役員や幹部従業員と定期及び随時に会合を行うこととします。
- () 監査等委員会は、監査の実施上必要な場合には、内部監査部門の監査に加え、監査等委員会の決議により外部の専門家を使用できることとします。
- () 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図るために、定期及び随時に会合を行うこととします。

ワ. 財務報告の適正を確保するための体制

当社は財務報告の適正の確保に係る内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認したうえで、財務報告の信頼性に係る内部統制の有効性について内部統制報告書に開示しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。反社会的勢力及び団体に対する対応を統括する組織を人事・総務部内に設置し、社内関係部門及び警察等外部専門組織機関との協力体制を整備しています。また、不当要求に対応するため、社内研修などを通じて教育を行っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

・適時開示体制の概要

1. 開示担当組織の整備状況

- (1) 適時開示における情報取扱責任者を経営企画担当執行役員とし、適時開示規則への照会は経営企画統括部が担当しています。
- (2) 子会社を含め社内外で発生した会社情報は、管理部門における各部門が情報の所轄部門より事実の収集と共有化を図っています。
- (3) 決算に関する会社情報は、経営企画担当執行役員が四半期ごとの決算の経過と確定について取締役会に報告し、決議を行っています。

2. 適時開示手続きの整備状況

- (1) 取締役会において審議される会社情報は、経営企画担当執行役員がその重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示しています。
- (2) 社内外で発生した会社情報は、経営企画担当執行役員及び情報発生元の取締役・執行役員(もしくは責任者)による協議の下、その重要性を判断し、適時開示規則に準じて開示します。
- (3) 決算情報は、経営企画担当執行役員が取締役会への報告を経て、当該情報を経営企画統括部と共有しながら、適時開示規則に準じて開示しています。なお、これらの会社情報は、外部への公表と同時に、全ての取締役、連結対象会社の責任者等へ電子メールにより報告されており、かつ当社ホームページでも速やかに公開すべく対応しています。

